

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限が 令和2年4月16日（木）まで延長されました

令和元年分の所得税の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、全国の税務署において申告期限が延長されたところであり、本町においても、4月15日（水）まで延長することといたします。また、3月30日（月）以降は申告会場を設けていませんので、住民課お客さま窓口で受付をお願いいたします。

なお、申告にご持参していただくものは、広報誌2月号に掲載していますのでご確認ください。

●申告延長期間・申告会場

会 場	期 間	受付時間
名寄税務署または旭川中税務署	3月17日（火）～4月16日（木）	午前9時～午後5時
町民センター1階 子供会室	3月16日（月）～3月27日（金）	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時
住民課お客さま窓口係	3月30日（月）～4月15日（水）	役場開庁時間

※郵送で提出する場合は、下記宛先に送付してください。（住所記載不要）

旭川中税務署宛（〒078-8507 旭川中税務署内申告書等集中処理担当部署（名寄税務署））

※e-Taxは従来通り所轄の税務署に送信し、添付資料等は旭川中税務署へ送付してください。

※申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

■詳しくは住民課税務係（TEL32-2422）・名寄税務署（TEL01654-2-2157）